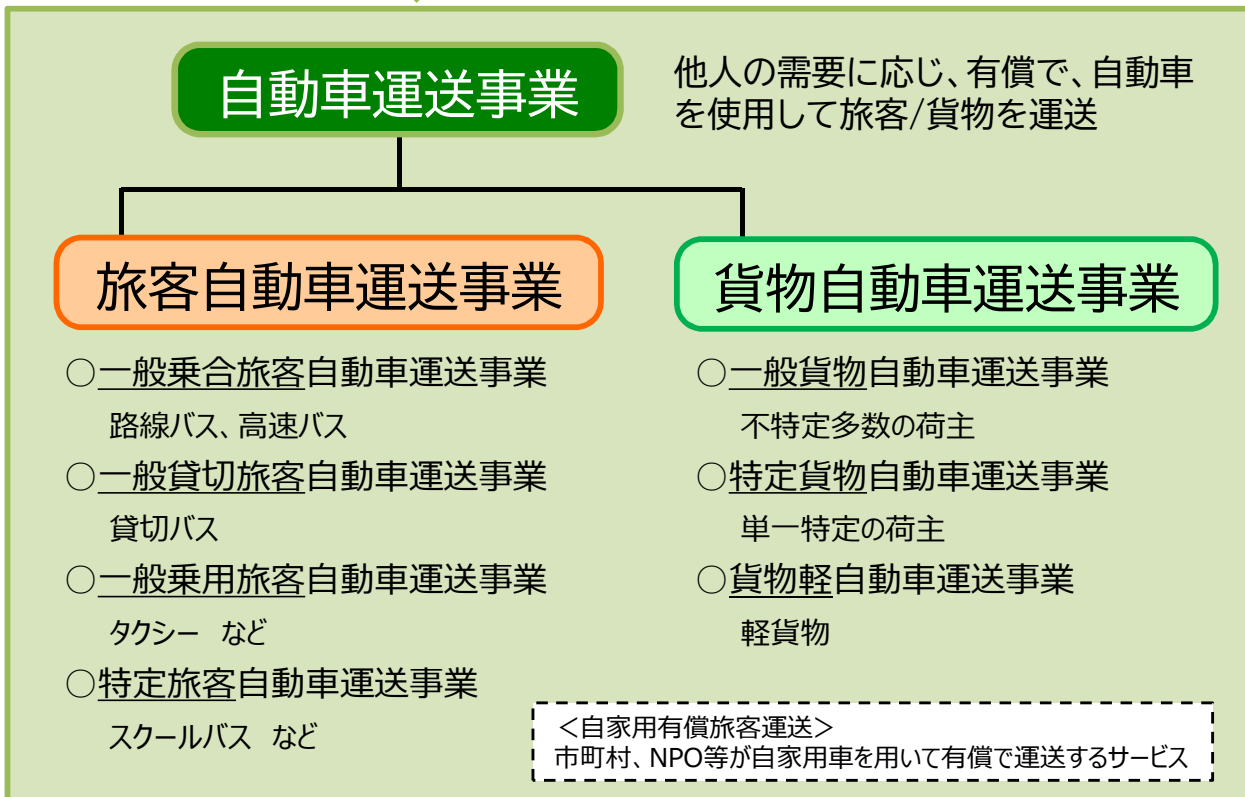
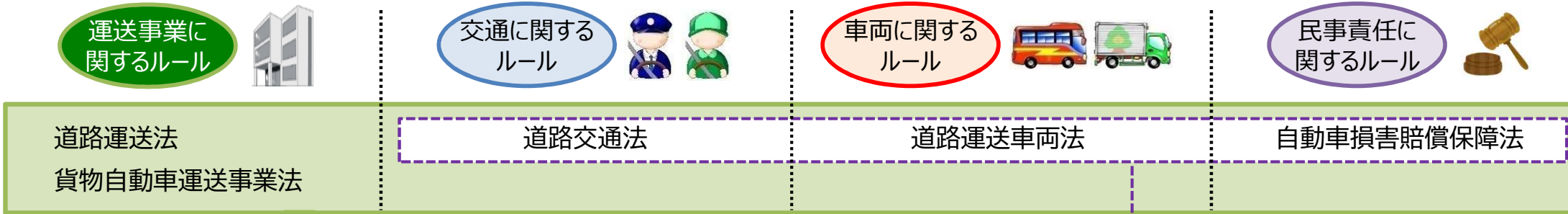


# 自動車運送事業における輸送の安全確保等 に係る現行の制度について

令和4年度 第1回 自動運転車を用いた自動車運送事業における  
輸送の安全確保等に関する検討会

- 自動車運送事業とは、『他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客/貨物を運送する事業』をいう。
- 様々な法令が関係する中で、自動車運送事業を行う事業者は、道路運送法又は貨物自動車運送事業法に従って事業許可を取得し、輸送の安全確保等を図ることが必要。



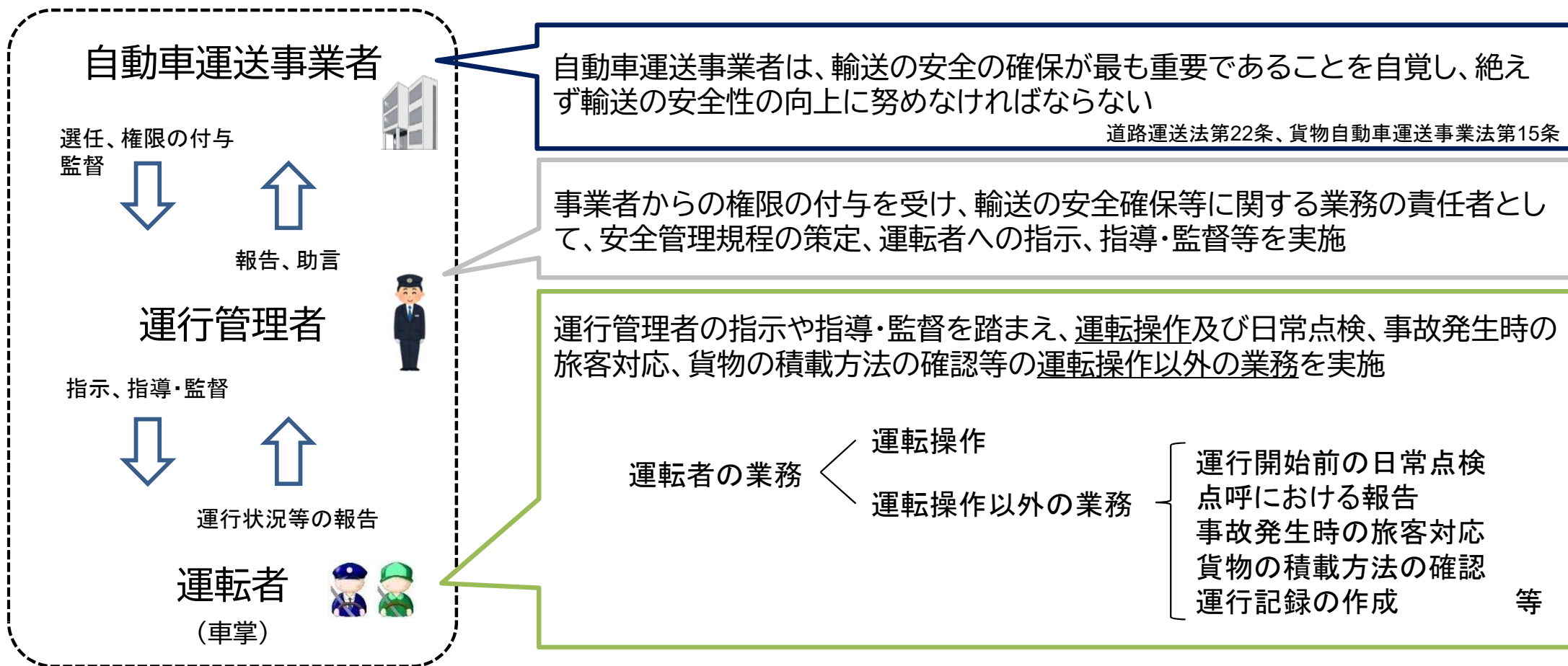
自動車を使用して旅客/貨物を運送する場合でも、自動車運送事業に当てはまらないものは『自家用』

《例》

- ◆ 学校が自ら所有しているバスで学生を無償で送迎
- ◆ 旅館が自ら所有しているバスで宿泊客を無償で送迎
- ◆ 建設会社や製造会社が自社のトラックで資材や製品を運搬

自転車や遠隔操作型小型車(自動配送ロボット等)など、自動車を使用しない旅客運送、貨物運送は、自動車運送事業に該当しない

自動車運送事業者の責任の下、運行管理者や運転者等関係者が一体となって輸送の安全を確保している。



自動車運送事業者の責任の下、関係者が一体となって輸送の安全を確保

※運行管理者の業務の詳細は、参考資料2参照。

日常業務

## 指導・監督、管理

運転者に対する指導監督指針に基づく**運転方法等の指導**  
**監督、労務管理、健康管理、施設管理** 等

運行前

## 運行計画の作成

運転者の経験や労務状況、道路状況などから、**適切な運行経路と運転時間が記された計画の作成**や**運行指示書の作成**(貸切バス、一部のトラック)、**車掌の乗務判断**

運行中

## 点呼、運行指示

**日常点検結果の確認**、**運転者の酒気・疾病・疲労状況の確認**、**輸送の安全確保のために必要な指示** 等

## 運行状況に応じた運行指示

事故・災害等の突発的な事案について、**車両、交通状況等**  
**に応じた運転者に対する適切な指示**

運行後

## 乗務記録等の保存

運転者が作成した**乗務記録の保存**、**事故が発生した場合の記録の作成・保存**

運転者や車掌等の乗務員に対する管理、指示、指導・監督等

運転者の運転操作に関する事項(青字)

運転者の運転操作以外の業務に関する事項(赤字)

※運転者の業務の詳細は、参考資料2参照。

運行前

## 日常点検

乗務する車両の運行開始前における**日常点検の実施**

## 点呼

日常点検結果の報告、酒気・疾病・疲労状況の報告、運行の安全確保のために必要な指示を受ける 等

## 運転

- ・運行中重大な故障が生じた場合に**直ちに運行を中止する**
- ・**乗降口を閉じた後の発車(ワンマンバス)** 等

## 旅客対応

- [平常時] **停車前に乗降口の扉を開かないこと** 等
- [非常時] **事故により旅客が死傷した場合の保護、旅客が法令又は公の秩序等に反する行為をする場合の制止等、踏切内で運行不能となった場合の旅客の速やかな誘導・退避、防護措置** 等

## 交替運転者への通告、乗務記録の作成

- ・交替する運転者に対する**運行状況等の通告**
- ・運行状況等についての**乗務記録の作成**(運行記録計による記録も可)

運行中

運行後

## 運転操作に関する事項 (青字)

付与された走行環境条件において自動運行装置が対応できると想定される事項

## 運転操作以外の業務に関する事項(赤字)

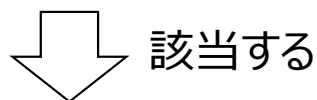
自動運行装置では対応できない又は対応不要と想定される事項

※車掌の業務の詳細は、参考資料2参照。

- 道路運送法体系において、旅客自動車運送事業者(タクシー事業者を除く)は、乗車定員11人以上の事業用自動車を運行する場合において、運転上危険がある場合等には車掌を乗務させなければ運行してはならないとされている。
- ただし、多くのバス事業においては、ワンマンバスの構造要件を満たす車両を用いて、運転者が車掌の業務を代替できるようにする措置等を講ずることにより、運転者のみで運行している。

乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車(タクシーを除く)を運行するとき、以下のいずれかに該当するか

- ・車掌を乗務させないで運行することを目的とした旅客自動車運送事業用自動車であって道路運送車両の保安基準第50条の告示で定める基準(ワンマンバスの構造基準)に適合していないものを旅客の運送の用に供するとき。
- ・車掌を乗務させなければ道路及び交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険があるとき。
- ・旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるとき。



該当する

**車掌の乗車が必要**

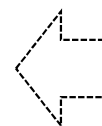


該当しない

**車掌の乗車は不要**

道路運送法体系における車掌の役割(例)

- ・他の車両と安全にすれ違うことができる幅員の無い区間がある場合に、安全を確認して運転者に伝達すること
  - ・後退時や警報装置の設備がない踏切の通行時に運転者を誘導すること
  - ・旅客の死傷時に旅客の生命を保護するため処置を行うこと
- 等



ワンマンバスにおいては、後方確認用テレビの装着等により、運転者が車掌の役割を代替する

※運転者の業務の詳細は、参考資料2参照。

運行前

## 日常点検

乗務する車両の運行開始前における**日常点検の実施**

## 貨物の積載方法の確認

偏荷重が生じないような**貨物の積載方法の確認**、**落下防止用のロープをかける等の措置の実施** 等

## 点呼

日常点検結果の報告、酒気・疾病・疲労状況の報告、**運行の安全確保のために必要な指示を受ける** 等

## 運転

- ・踏切を通過するときの**変速装置の不操作**
- ・踏切内で運行不能となった場合における**列車に対する必要な防護措置の実施** 等

## 交替運転者への通告、乗務記録の作成

- ・交替する運転者に対する**運行状況等の通告**
- ・運行状況等についての**乗務記録の作成**(運行記録計による記録も可)

運行中

運行後

## 運転操作に関する事項 (青字)

付与された走行環境条件において自動運行装置が対応できると想定される事項

## 運転操作以外の業務に関する事項(赤字)

自動運行装置では対応できない又は対応不要と想定される事項